

観音寺市長 宛て

所在地（個人事業主の場合は代表者住所）

法人名（個人事業主の場合は屋号又は店舗名）

代表者職名・氏名

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

誓約書

観音寺市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金の交付を申請（請求）するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- 1 観音寺市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書及びエネルギー経費申告書の記載内容は、事実と相違ありません。
- 2 観音寺市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書及びエネルギー経費申告書に虚偽の記載があった場合は、観音寺市の求めに従い支援金を即時返還します。
- 3 観音寺市から検査、報告、是正等の措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 代表者をはじめ役員、使用人、従業員その他構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しません。また、同法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有する者ではありません。
- 5 申請時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思を有しています。
- 6 観音寺市が申請（請求）内容の確認等を行うことに同意します。
- 7 次に掲げる支援金の申請又は申請の予定をしていません。また、支援金の申請の有無について照会が行われることに同意します。
 - (1) 令和6年度観音寺市医療・介護・障害等サービス事業者物価高騰対策支援金交付要綱（令和7年観音寺市告示第12号）に基づく令和6年度観音寺市医療・介護・障害等サービス事業者物価高騰対策支援金
 - (2) 令和6年度観音寺市公衆浴場物価高騰対策支援金交付要綱（令和7年観音寺市告示第13号）に基づく令和6年度観音寺市公衆浴場物価高騰対策支援金
 - (3) 観音寺市農林業者物価高騰対策支援金交付要綱（令和7年観音寺市告示第15号）に基づく観音寺市農林業者物価高騰対策支援金
 - (4) 観音寺市漁業者物価高騰対策支援金交付要綱（令和7年観音寺市告示第16号）に基づく観音寺市漁業者物価高騰対策支援金